

豊島区地域密着型サービス整備事業者募集要項
(令和7年度補助協議分)

令和7年4月

豊 島 区

1 募集の趣旨

豊島区では、「豊島区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）」において、認知症高齢者グループホーム1施設、小規模多機能居宅介護事業所3か所の誘致を計画しています。

本要項は、令和7年度に「豊島区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱」および「豊島区地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱」に基づき、上記施設等の整備を行う事業者を選定するため、募集内容や応募手続きを定めるものです。

2 募集内容

（1）募集事業

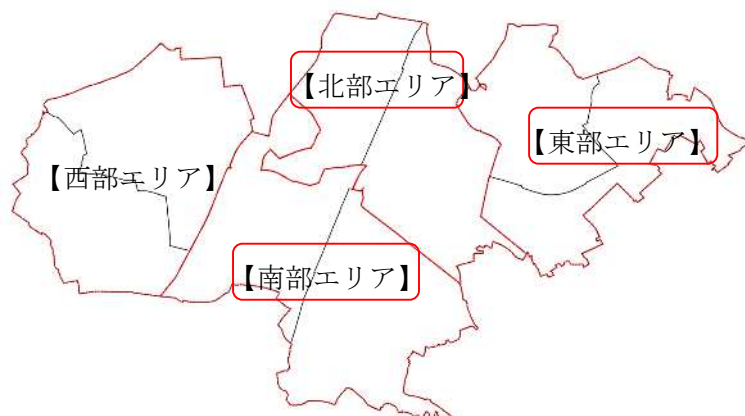
①施設種別：小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所

募集圏域：豊島区内全域

②施設種別：認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

但し、小規模多機能型居宅介護か看護小規模多機能型居宅介護を併設すること

募集圏域：第9期介護保険事業計画の西部エリアを除く圏域



3 募集期間・スケジュール

募集期間	選定結果 (予定)	<参考>東京都の補助協議スケジュール		
		補助協議書提出期限 【区→都】	審査会時期 (予定)【都】	補助内示時期(予定)【都→区】
5月12日(月) ～6月19日(木)	7月中旬	①8月 1日(金) ②9月12日(金)	10月上旬	10月下旬

※補助協議書提出期限の①はグループホームの、②は各種小規模多機能型居宅介護の期日です

※上記募集期間において、整備事業者が決定されなかった場合は、以降、整備補助協議を随時受け付けます。但し、東京都の審査スケジュールを踏まえた提出期限を設けます。詳しくは、下記の間合せ先にお問合せください。

4 補助の対象事業、対象経費、選定について

「豊島区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱」、「豊島区地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱」のとおり

＊補助対象経費については、東京都の「認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱」、「地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱」を参照してください。

【東京都の補助案内ホームページ】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/guruho/index.html>

＊本補助は、都補助要綱による都の補助内示を条件としており、豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例のほか、下記の要件を満たす必要があります。

- ①東京都の「認知症高齢者グループホーム施設整備審査基準」および「認知症高齢者グループホーム整備事業審査要領」の基準に適合していること。
- ②選考対象は、申請年度に補助金対象工事の出来高1%以上を見込める案件です。
工事が2か年にまたがる場合は、年度ごとに出来高に応じて補助金を交付しますが、補助額は申請年度の補助対象経費の金額です。

5 応募手続き

(1) 事前相談（随時）

応募を検討される場合、提案予定の事業内容（規模や建設予定地等）を準備の上、下記担当へ事前にご相談ください。

豊島区 福祉部 福祉総務課 施設整備グループ 電話：03-4566-2423

＊介護保険のサービス指定に関するお問い合わせは、下記をお願いします。

豊島区 福祉部 介護保険課 事業者指定グループ 電話：03-4566-2468
--

(2) 応募

- ① 提出書類：各補助要綱の様式1（要添付書類）
- ② 提出部数：正本1部
（不備等確認後に、追加で正本の写しを1部、計画概要5部の提出を依頼します。）
- ③ 提出方法：持参（事前に電話予約のうえ、下記提出先にお越しください。）
- ④ 提出期間：「3 募集期間・スケジュール」の募集期間中
- ⑤ 受付時間：平日午前9時から正午、午後1時から4時

【提出先】

豊島区 福祉部 福祉総務課 施設整備グループ
豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4階 1 番窓口
電話：03-4566-2423

6 応募における留意事項

- (1) 整備類型は、運営事業者が自ら設置運営する目的で建物を整備するもの（事業者整備型）、土地・建物所有者が運営事業者に貸し付ける目的で建物を整備するもの（オーナー整備型）、があります。オーナー整備型の場合には、運営事業者とオーナーが十分協議の上、建物の設計・改修内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していることが必要です。
- (2) 施設整備設計にあたっては、建築、消防、都市計画、バリアフリー等に係る関係法令や基準等に適合していることが必要です。これらについて応募書類提出前までに関係機関等への確認してください。（選定後の設計変更は原則認められません）
- (3) 整備・運営事業者の財務状況として、原則として過去3期連続して営業活動に基づく黒字がでていること、債務超過でないことが必要となります。
- (4) 補助事業者は地域密着型サービス等事業を継続させて行うこと。そのため、整備した建物は、原則として運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有することが必要となります。
- (5) 食費、居住費、宿泊費等の利用者負担額について、区内の利用者負担額を踏まえ、できるだけ低額となるよう努めてください。
- (6) 事業者として選定された際は、地域住民に対して整備・運営事業者の責任で説明を行い誠実に対応する必要があります。また、説明経過について東京都補助協議までに区に報告する必要があります。
- (7) 工事業者の選定は入札等により決定していただきます。なお、入札等は補助金内示後に行う必要があります。

7 開設後について

選定された事業者は、提案された事業内容を確実に実施するため、開設後もその内容に基づいた運営の継続が求められます。区から説明・報告等を求められた場合には誠実に対応していただきます。

【問合せ先】

豊島区 福祉部 福祉総務課 施設整備グループ
電 話 03-4566-2423
FAX 03-3981-4303
電子メール A0015209@city.toshima.lg.jp